

ゴルフ場農薬使用に係る水質検査・検体採取要領

1 目的

この要領は福岡県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱（平成3年4月1日施行）に基づき、事業者が自主的に水質の検査をすることにより、ゴルフ場での農薬使用が適正であるかを確認し、もって、公共用水域等の農薬による汚染の未然防止に努めることを目的に、その検体採取法等を示したものである。

2 水質検査実施方法

(1) 検査対象農薬

使用する農薬を検査対象とする。

(2) 検体採取場所

流域ごとに農薬の影響が大きい排水口とするが、近隣の利水状況等を勘案し、ゴルフ場の排水が排出される河川及びゴルフ場で利水される地下水についても検査することが望ましい。

なお、排水口での採水が不可能な場合は調整池出口で行う。

(3) 検体採取時期

農薬の使用量が多く、農薬の流出の可能性が高い時期を選定する。

(4) 検査回数

年2回以上とする。

(5) 採水に当たっての留意事項

ア 採水時には、採水日時、場所、水温、降雨の状況、排水日前1か月間に散布した農薬の種類について記録しておくこと。

イ 採水容器は良く洗浄したガラス瓶を使用すること。

ウ 採取した試料は速やかに分析することが望ましいが、やむを得ず保存する場合（運搬を含む。）にあっては、冷暗所で行うこと。

エ 上記ア、イ、ウについては、委託する分析機関と協議しながら実施すること。

(6) 分析機関

分析は、環境計量証明事業所であって、農薬分析能力を有する機関に委託するものとする。

3 水質検査結果の記録、保存及び報告

水質検査結果は様式第5号に記録し、3年間保存すること。

4 検出限界値

検出限界値は0.001mg/リットルを上回らないこととする。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。